

4-1 これも発掘品！貴重な戦中の食器

①

九州歴史資料館収蔵品 飛び出すむかしの宝物 解説シート

軍用食器

金属代用品



ばばながまち
出土遺跡 荻田町馬場長町遺跡

明治時代の石灰岩焼成窯から出土した軍用食器です。内底の中央に星章が陽刻(エンボス)でつけられているので、陸軍のものです。外底の高台内に楕円に囲まれた『有 18』の凹印がつけられています。これは統制番号で、産地と窯跡の番号を示しています。

軍用食器は、軍隊の施設で使われるものですが、遺跡は軍とは関係がないものです。終戦直後にはヤミ市に出回ったそうですが、本品の場合、ほかにも銃剣が出土しているので、軍隊に行っていた人が持ち帰ったと考えられます。

軍隊では学校給食で使われているようなアルミの食器が使われていましたが、金属節約のため陶磁器製品に代用されました。文様は星章のみで、厚手で頑丈に作られています。

下線の付く言葉の解説は裏面にあります



4-1 これも発掘品！貴重な戦中の食器

①

統制番号

太平洋戦争の戦況が悪化し始めると、資源節約のため多くの企業が生産停止や生産量の制限を受けました。陶磁器業界も影響を受け、燃料節約のため各地区の窯元が何社かに統合され、生産する陶磁器の種類なども制限されていました。この時期の作品は、技術伝承のため、一部で芸術的な作品の作成が認められていましたが、この時期のほとんどの作品が簡素な文様になっています。

また、製品に記されていた窯元の銘は禁止され、番号化した文字が使用されるようになりました。これが統制番号です。

昭和 16 (1941) 年から統制番号が付けられるようになり、戦後しばらくの間も番号入りのものが作られていたようです。本品は「有」なので、有田の 18 番の窯跡の製品となります。

一方、金属不足のため食器以外にも金属の代用品が陶磁器で作ることが推進されました。フォーク・スプーン・ガスバーナー・キセル、水筒、湯たんぼ、おろし金などの日用品から、缶詰の代用となった防衛食器、手りゅう弾や地雷のような武器までありました。また、発行はされませんでした。陶製のコインも製作されていました。

「有」は有田、「波」は波佐見、「肥」は肥前のその田の地区の窯に記されています。

『近現代肥前陶磁銘款集』には以下のように番号ごとの窯名が記されています。

有 1 江上栄吾	有 50 江上昭蔵 (江房)	肥 1 源六焼株式会社
有 3・6 不明	有 51・58・67 不明	肥 2 不明
有 11 倉島製陶所	有 69 今泉陶園	肥 13 辻与製陶所
有 12 梶貞窯と福丈窯	有 71・72 不明	肥 5 不明
有 13・14・16 不明		肥 27 永田製陶所
有 21 藤巻製陶所		肥 28 志田陶磁器株式会社
有 25・27 不明		肥前 36・39・51・60・61・70 は不明
有 28 倉島泰山窯		
有 30・32 不明		
有 41 親和陶磁器		波 23 王山窯
有 45 不明		

参考文献：佐賀県立九州歴史資料館 2006 『近現代肥前陶磁銘款集』

写真：本館撮影

4-1 これも発掘品！貴重な戦中の食器

②

九州歴史資料館 飛び出すむかしの宝物 解説シート

勲章文碗

立身出世を願った子供茶碗



出土遺跡 柳川市^{や か べ} 矢加部 町屋敷遺跡

戦前の小杯で、ゴム印版の多色刷の磁器小碗で、一部欠損していますが全体像はうかがえ、全面に6つの勲章や徽章が描かれています。印刷の顔料に赤が使われていないことから、色が完全に一致しないものがあります。

上の写真中央の面には「勲一等^{くんいっとうきよくじつだいじゆしょう} 旭日大綬章」（もしくは勲二等旭日重光章）と「勲七等^{くんななとうせいしよくとうようしょう} 青色桐葉章」があり、その左面には「従軍^{じゆんぐん} 記章」と「金鷄^{きんしくんしょう} 勲章」が、右面には「大勲^{だいくん} 位^い 菊花大綬^{きくかだいじゆしょう} 章」と「小銃^{せうじゆ} 射撃^{しやく} 記章」があります。「従軍^{じゆんぐん} 記章」や「金鷄^{きんしくんしょう} 勲章」、「小銃^{せうじゆ} 射撃^{しやく} 記章」など戦前にしか使われなかったものがあることから、昭和前期のものとなります。所有者の立身出世願望の表れでしょうか。

下線の付く言葉の解説は裏面にあります



4-1 これも発掘品！貴重な戦中の食器

②

勲一等旭日大綬章と勲七等青色桐葉章

勲一等旭日大綬章（もしくは勲二等旭日重光章）は、七宝を用いた八条の旭光をベースに、四方に白色七宝が施された旭光が伸びています。大臣や大使、大学教授や軍部では大将クラスに与えられました。

勲七等青色桐葉賞桐葉章は、戦前は下級兵士用であった。戦後には、民間で社会に貢献した人に与えられます。例えば永年働かれた看護婦さんや消防士、交番のお巡りさんといった人が貰いました。長く公務員を務めたとか、地方議員になったとか、なにか社会に功績があったとか、いろんな状況で授与されます（現在は廃止）。



金鷄勲章と従軍記章

金鷄勲章は、軍功のあった軍人が階級に応じて授与されたものです。神武天皇が東征のみぎりに金色の霊鷄が弓にとまり、長髓彦の軍勢がそれに目が眩んで降参したという逸話に基づいたデザインで、旭光の上に金色の霊鷄を配し、下に大神宮の盾、矛、剣を配した物です。

従軍記章は、日本が参戦した戦役・事変に関わった人物へ、これを顕彰するために日本国から贈られる記章です。軍功の如何や階級に関係なく、また軍人及び軍属に限らず要件を満たせば文民や民間人にも広く授与されました。デザインは戦役ごとに異なっていたので、ここでは従軍記章とだけ描かれたのでしょうか。



大勲位菊花大綬章と小銃射撃記章

大勲位菊花大綬章は、日本の上から2番目の章として、明治初期に制定された勲章で、帯勲者は首相や元老など序列第一類に属しました。

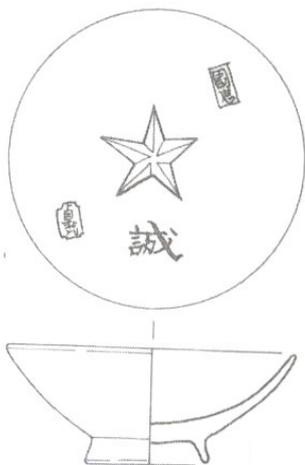
小銃射撃記章は、射撃術の奨励の為に、歩兵・工兵の基本射撃の成績が優秀な各級の射手に授与されました。



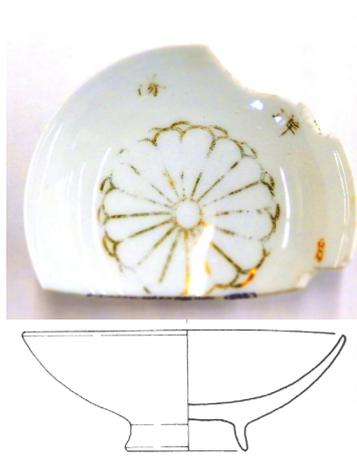
写真出典：福岡県教育委員会 2011『矢加部町屋敷遺跡Ⅲ』有明海沿岸道路大川バイパス関係埋蔵文化財調査報告書第3集

従軍記念杯

久留米歩兵第48連隊



1



2

や か べ ま ち や し き
出土遺跡 柳川市 矢加部 町 屋敷 遺跡

これらは従軍記念杯で、「兵隊盃」ともいわれています。1は昭和初期の溝から出土し、2は大溝から出土したもので、右は菊花のまわりに「四連隊」の文字が見られるので、小倉に司令部を置く歩兵第14連隊か、「福岡連隊」と呼ばれた24連隊の杯でしょう。1は柳川市が福岡南部地域であることから久留米の歩兵第48連隊のものかもしれません。

戦前の日本には徴兵制度があり、男子は20歳（のちに19歳に引き下げ）になると、兵士としての適性を判断するための身体検査を受けました。検査の結果、軍隊へ入営となると、家族や近隣の人々は、自宅の前や近くの神社に華やかな旗や幟を飾り、無事を祈って送り出しました。満期除隊となり、無事に故郷に帰ることのできた兵士たちは、自分を見送ってくれた人々へ、感謝と帰還の報告を兼ねて盃などの記念品を贈りました。この盃には「日の丸」や「鉄かぶと」の絵柄が描かれたり、「凱旋記念」や「除隊記念」などの文字が書かれた盃もあり、多くのバリエーションがありました。

しかし、こうした従軍記念の盃の贈答は、日中戦争のあたりを最後に、戦争の激化にともなって次第に行われなくなりました。

下線の付く言葉の解説は裏面にあります



4-1 これも発掘品！貴重な戦中の食器

③

歩兵第48連隊

明治30（1897）年に久留米市に初めて置かれた軍隊で、「久留米のよんぱち」として広く世間に知られていました。昭和に入ってから、久留米48連隊を母体として、56連隊や148連隊など次々に新しい部隊が編成されました。

久留米の軍隊に入隊していたのは、主として佐賀県、福岡県の南部地区、長崎県の一部で徴兵された住民でした。

昭和11（1936）年には満州へ渡り、関東軍に所属し満州国境警備の任につき、昭和19年にはヤップ島と台湾警備のため移動し、同地で終戦を迎えました。

台湾もヤップ島も戦場にならなかったのも、ほかの連隊に比べて多くの方が生存して帰国しています。

現在、久留米市にある陸上自衛隊久留米駐屯地資料館には、この48連隊に関連する資料の展示コーナーがあります。

田中軍人デパート

戦前に、久留米歩兵48連隊司令部の門前にあった商店で、従軍記念杯と同じような図柄の徳利や湯飲み、タオルをはじめとする記念品が販売されていました。本品もここで販売していたものかもしれません。

写真・図出典

- 1：福岡県教育委員会 2011『矢加部町屋敷遺跡Ⅲ』有明海沿岸道路大川バイパス関係埋蔵文化財調査報告書第3集
- 2：福岡県教育委員会 2012『矢加部町屋敷遺跡Ⅳ 蒲船津西ノ内遺跡 蒲船津水町遺跡』有明海沿岸道路大川バイパス関係埋蔵文化財調査報告書第12集